



# こども医療受給資格者証の発行について

## ○こども医療費助成制度について

玉野市内に住民票があり、健康保険に加入している18歳（満18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの乳幼児・児童を対象に、保険診療に対して保護者等が支払う額（一部負担金）を玉野市が助成するものです。

### 1 必要書類

① こども医療費受給資格者証交付申請書

② お子さまの健康保険資格の確認出来るもの

\* 「健康保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認証」「個人番号カード」等のコピー

### 2 発行時期・方法

1の必要書類がそろった月の月末までに郵送

\* 手続きの時期が末日の場合は、2～3日発送が遅れる場合があります。



### 3 資格者証の有効期限の開始日

1の必要書類がそろった月の翌月1日から

### 4 出生または転入した日から資格者証有効期限開始日前日までに医療機関を受診した場合

(1) こどもみらい課⑧番窓口へ、以下のものを提出してください。（郵送可）

① 医療費給付申請書…「申請者」「口座」欄を記入

② 病院等が発行した領収書（原本）…保険適用後のもの（2割または3割負担のもの）

\* 健康保険証等の発行前に医療機関を受診すると、負担額が10割になる場合があります。

その場合は、玉野市へ申請する前にご加入の健康保険で手続きをし、10割負担の領収書のコピーと、健康保険が発行する「支給決定通知書」（原本）を併せて提出してください。

\* 医療費が高額になった場合には、別途手続きが必要となる場合があるためご連絡ください。

\* 保険診療外のもの是对象外です。

（容器代、予防接種費用、検診料、文書料、入院室料差額、食事療養費、交通事故等の第三者行為等）

(2) 原則として、提出した月の翌月末に指定口座へ振り込みます。

\* 確認作業のため、振り込みが遅れる場合があります。ご了承ください。

### 5 以下の場合は手続きが必要です

- ・ 出生、転入、転出
- ・ 加入保険の変更
- ・ 住所、氏名変更



ご不明な点はお問い合わせください。  
玉野市役所こどもみらい課  
TEL: 0863-32-5554